広 域 行 政 ニューズレター ^{第15号 2005.9} 発 行 福島県総務部市町村領域広域行政グループ

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16

U R L http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/

E - mail kouiki_gyousei@pref.fukushima.jp

電 話 024(521)7058 Fax 024(521)7904





第1回福島県市町村と県の連携に関する審議会を開催!

・審議会設置の背景・目的

・第1回審議会の内容

・委員からの主な発言内容 など

[Q&A]新設合併した場合の当初予算 県内7市町の合併が告示 県内の市町村合併の状況





第1回福島県市町村と県の連携に関する審議会を開催!

県が今年7月に設置した「福島県市町村と県の連携に関する審議会」の第1回目の会議が、8月4日(木) に県庁で開催されました。以下、その内容等についてお知らせします。

1 審議会設置の背景・目的

この審議会は、地方分権の進展や少子高齢化など社会経済情勢が大きく変化している中、

「今後の市町村の在り方」はどうあるべきか

「県と市町村の役割分担・連携」をどのように図っていくか

について調査審議するもので、これらを検討し具体的施策等を県が立案するにあたり、市町村代表、学識 経験者、住民代表の方から御意見を伺うために設置したものです。

2 委員の構成

(五十音順・敬称略)

		<u> </u>	-3/N 3 · E /
氏 名	現 職 等	備	考
岩崎由美子	福島大学人文社会学群行政政策学類助教授		
菅 野 典 雄	福島県町村会長(飯舘村長)		
今 野 順 夫	福島大学理事・副学長	会	長
相 楽 新 平	福島県市長会長(須賀川市長)		
佐 藤 和 子	ふくしまNPOネットワークセンター常務理事		
佐 藤 晴 雄	福島民報社編集局長		
鈴 木 宏 幸	日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会会長		
瀬 谷 京 子	石川町文化協会会長		
寺 島 由 浩	福島経済研究所理事長		
柳沼幸男	福島民友新聞社編集局長		
山 浦 栄 子	会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会委員		

3 審議会の設置期間

平成17年7月12日~平成18年3月31日(期間内に4回~5回の開催を予定)

4.第1回審議会の内容

審議会では、まずはじめに委員の紹介がなされ、次に佐藤栄佐久福島県知事があいさつを行いました。続いて行われた会長選出では、委員の互選により、今野順夫福島大学理事・副学長が会長に選ばれました。議事は、「審議会の運営について」と「今後の進め方について」の二つで進められ、一つ目の「審議会の運営について」では、審議会の会議とその議事録を公開とすることなどが確認されました。二つ目の「今後の進め方について」では、事務局より審議会設置の背景や審議事項案について改めて説明を行い、また配布した資料に基づき、地方分権の進展や少子高齢化などの一般的な市町村を取り巻く状況や、県内市町村の将来推計人口、高齢化率、広域行政・生活圏等の状態、議員・職員数、財政状況などについて説明を行い、その後は、テーマの一つである「今後の市町村の在り方」を中心に各委員から自由に意見が述べられました。

〔市町村を取り巻く状況について〕

1 地方分権の進展

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、市町村が住民の多様なニーズに迅速に対応し、自らの判断と責任に基づいた行政運営を行うことが求められている。

2 少子高齢化の進行

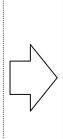
人口の減少と高齢化が進む中、地域社会の主な担い手たる人々の減少と高齢者の 増加という形で急速に変わっていく地域社会に対応することが求められている。

3 日常生活圏の拡大

自動車の普及、道路網や交通基盤の整備、情報手段の発達などにより、住民の日常生活圏は拡大し、市町村の区域を越えた行政に対応することが求められている。

4 財政状況の悪化

国及び地方の厳しい財政状況の中、行政の効率化を図りながら、行政基盤の強化 を図ることが求められている。



中町村の行財政基盤の強化が求められている。

委員からの主な発言内容

広域行政、合併を推進するにしても、県や国に依存する体質からできるだけ早く脱却して、自分たちの地域の自治は自分たちの住民の責任によって役割を果たしていかなければならないという難しい局面にきている。しかし、県内では30万人を超える自治体もあれば、千人に満たない自治体もある。この規模の違いによって住民サービスの在り方、格差の拡大が予想される。その場合、県民が等しくサービスを受けるという観点で県がどう調整していくかが課題。

広域行政、合併、自立、いずれにしても交通 や情報のネットワークを整備することが必要。

分権一括法という画期的な法律ができたが、 市町村の考え方なり組織なり頭の中がまった く切り替わっていない中、合併論議が進められ ている。中央集権の体質が地方分権の形に変わ ったことを、本気になり考え、意識改革を含め てやっていかなければならないのに合併論議 で消されているところに問題がある。 小さいからやっていけないと国は言うが、大きな間違い。景気回復のために公共事業を勧め (結果、借金が増えた。) 今回も合併を進めて特例債でやるという考え方がある。合併が悪いというのではなく、効率性や経済性、スピーディーにという発想からすると同じことの繰り返しになる。これから自治体はスローライフ的な考え方、生活重視の考え方という視点で行財政改革も含めやっていく必要がある。これは規模の大小や合併したしないに関わらず、どれだけ認識を持って取り組むかにより差が出るし、また差が出ないような対応も必要である。

過疎中山間地域は厳しい局面にある。産業振 興を考える上でも重要なのは、企業誘致をして 雇用者を増やすという方向性ではもう成り立 たず、これからは住民が地域資源を発見し、そ れをどう活用し仕事をつくり、外に売り込んで いくかということ。その意味で注目されるのが、 農山村ですでに始まっている直売所や特産品 開発で、その中心的役割を女性と高齢者が担っ ている。その組織化、マーケティングなどを支 援することが重要で、その役割を担うのには市 町村職員が一番いいが、小規模町村の職員は忙 しすぎる。そういった専門職的な役割を県で支 援できないか。農業改良普及員がこれまでその 役割を担ってきたが、ノウハウを活かして、住 民の内発的な力を引き出すような支援を県と 市町村が連携してやっていけないものか。

これからの日本社会、特に地方は、少子高齢、 三位一体、財政赤字などで厳しい局面を迎える。 また都市部と地方との二極化が非常に深刻で ますます開いている。そんな中で民間も行政も 自立しなければならないが、この場合企画力が 大事。その人材育成については県の支援・指導 が必要。

専門職というと、事務的、法律的、研究技術的ととられがちだが、これからは住民と一緒に汗をかいたり、懐に入っていくというような専門性も考えなければならない時代にきているので、一概に大規模でプロフェッショナルがいっぱいいるからいいという話ではないこともありえる。

日本は単線型の考えが多いが、これからは複線型の考えが必要。例えば、道路で財源がないからできないのであれば、小さな金額を長年かけてやるとか、河川についても、県の管轄だから県がやるという発想ではなくて、県と市町村が共同でお金を出し合ってやるとか、そういう複線的な考えを入れていくべき。

他県の公共事業の例で、県の文化センターや博物館などの公共施設を過疎地に設置し、広域的な役割、景気の全体的なバランスをとっている。県はそういう過疎地に対する思いやりが必要。

農村地帯は離農など集落崩壊社会と言われる。また道路や上下水道、通信手段が整備され、都市と同じような混在社会となっており、今までの既成概念だけでは、政策的に違ってくる。そういう中、市街化区域における都市計画法の絡みや農地を宅地にするにあたっての農振法の関係など、現場の悩みへの県の取り組みが必要。

住民の欲しいサービスは、行政がすべてやらなければいけないのかというところがあり、代わって先行して着手しているのがNPOだと思う。

財政問題で合併するのではないと思う。住民 サービスをいかによくしていくかに重点を置 くべきである。

行政とコミュニケーションがとれている市町村にはNPOができておらず、コミュニケーションができないような大都市などにNPOができている。それは、行政とうまくやっているところは、必要なサービスが受けられているからである。



審議会の様子

行政の方は公共サービスのプロなので、行政 という鎧を捨て、市民という立場で一緒にやっ てくれたら、もっと効率的できめ細かい住民サ ービスが提供される。

情報の伝達で、国から県、市町村、住民と伝わるのにタイムラグがあり非常に遅い。早く情報を得ることは、住民にとってプラス要素が高い。

人口動態や交付税などの関係から、今の市町村の在り方では相当身軽にならないとやっていけない。つまり、サービス内容を選択せざるを得ない。住民は何でも行政にやってもらうという意識を改革しなければならないし、職員の意識もまた変わっていかなくてはならない。

交付税は19年度以降どうなるか不透明であり、生活圏が広域的になっている中、行政だけが小さくていいのか。合併は避けて通れないと思う。

合併協議会において、不発に終わった例もあるが、県の姿勢として自主性を尊重するのもよいが、県が行司役みたいな指導をできなかったものか。

住民が今の状況で住民投票しても判断できない。役場は遠くにあるより、隣にあった方が便利に違いない。将来こうなるというシミュレーションをして、住民に説明し納得してもらわなければならない。

当面は自立という市町村もあるが、当面とは いつまでなのか。行革をやっても人件費が減ら ないこともある。

いままで市町村の住民にどれだけ情報を提供してきたかが一番大事なことで、住民にわかりやすく提示すべき。その際はシンクタンクを活用してはどうか。データ、数字を分析し市町村にわかりやすく提示するのが県の役割ではないか。

合併によって地方分権時代にふさわしい行政システムの確立を図るとともに、財政基盤の強化、さらには合併によってもたらされる財政支援措置の活用やあるいは経費削減効果を活かした財源の確保を図る必要がある。

住民が多様なまちづくり事業に進んで参画、 協働することが、故郷を守るための大きな鍵。 団体自治と住民自治があるが、団体自治の観点で言うと財政問題は重要で、合併はその基盤強化という側面がある。他方、住民自治というと、自治体というのはサービス機関であるとなるが、逆に、サービス機関だけなのかという議論もあり、サービスの内容も含めて住民が決めるかどうかということがある。

日本は一般に総合行政型自治体である。それを前提に考えると、行財政改革、民間との協働、 広域連携という問題が出てくるが、その前提を 取り除くと、規制を撤廃するとか、事務に選択 制を取り入れるとか、そういう問題も自治体の 在り方として今後あり得る。

1万人未満の自治体をどうするかという国の 政策で、県はどういう対応を考えていくのかと いうものも必要。



審議会の様子

委員からの質問、意見に対する事務局の回答

- Q 規模の差で、住民サービスの格差が懸念されるが、これをどうするか課題である。 県の方で今後の市町村の財政の見通しについてのモデル的なシミュレーションは考えているのか。
- A 交付税の先行きが不透明なため、一定の条件 を設定してシミュレーションし、次回以降示す こととしたい。
- Q 市町村長の意見は資料にあるが、住民サイド の意見も聞き、そういう資料を増やした上で議 論したほうがより住民のための行政になる。
- A 分権宣言進化プログラムの策定にあたり、各種インタビューを実施しているので、それを次回示すこととしたい。

[Q&A]新設合併した場合の当初予算



K ちゃん 広域行政を担当し2年目。 いつも落ち着いた仕事ぶり。



T ちゃん、広域行政の担当になって 5 ヶ月が過ぎたけどどう。



んー、まだ電話で問い合わせなんかく ると、ビクビクして緊張しちゃうね。



そうか。じゃーここでひとつ、この5ヶ月間の成果試しで質問を出すよ。 新設合併した場合の当初予算の方法に

新設合併した場合の当初予算の方法について知ってる?



(ドキッ... 額に汗...) あっ、ちょっとトイレ行ってくる。



逃げるなー。 トイレ行くなんて、どうせウソなんでしょ。



K ちゃん、厳しいなあー。 えーっと…(しばしの沈黙)。

もー、よく聞いておいてよ。 新設会供に伴う新市町村の

新設合併に伴う新市町村の予算は、合 併日に何らかの形で措置されていること

が必要なんだけど、合併日前には、新市町村が誕生していないため、予算を調製する長や議決を行う議会も存在しておらず、事前の対応ができなくて、また合併日後、速やかに議会の議決を得ることも困難なんだ。



Tちゃん 今年4月より広域行政を担当。 毎日が勉強の日々。

そこで、新市町村の首長と議会議員が選出されるまでの間(約2ヶ月間)は、首長の職務執行者は必要な収支について暫定予算を調製し、これを執行するという調整措置が地方自治法施行令第2条に設けられているんだ。この暫定予算は、地方自治法第218条第2項の規定による暫定予算とは違って、議会の議決を必要とせず、職務執行者限りで調製されるものなんだよ。



へえー、そうなんだ。でも、暫定予算 に計上されるものって何でもいいの?



それはね、一般的に次の ~ のような費用に限定され、政策的な事業費等は計上すべきでないと考えられているんだ。

『 長及び議員の選挙費、 長及び議員が就任するまでの新市町村の義務的経費(人件費、事務費、 扶助費、公債費) 既に契約が成立した経費、投資 的経費で緊急やむを得ないもの、 最小限度の庁 舎その他の財産又は公の施設維持管理費』



なるほど! しかし、よくそんなにス ラスラと言えるね。さすが、K ちゃんだ。 (ボトッ)あれ、なんか落ちたよ。



あっ、しまった...。

(隠し持っていた本「合併Q&A」を落と してしまったKちゃんであった。残念。)

県内7市町の 合併が告示

平成17年8月8日 に総務大臣より県内7 市町の合併の告示が行 われました。 **告示となった7市町** * () は構成市町村と施行日

会津若松市(会津若松市・河東町、H17/11/1)

白 河 市 (白河市・表郷村・東村・大信村、H17/11/7)

二 本 松 市 (二本松市・安達町・岩代町・東和町、H17/12/1)

南相馬市(原町市・鹿島町・小高町、H18/1/1)

伊 達 市 (伊達町・梁川町・保原町・霊山町・月舘町、H18/1/1)

喜 多 方 市 (喜多方市・熱塩加納村・塩川町・山都町・高郷村、 H18/1/4)

南 会 津 町 (田島町・舘岩村・伊南村・南郷村、H18/3/20)

県内の市町村合併の状況

合併済市町村

新市町村名	合併前市町村名	合併期日	
会津若松市	会津若松市、北会津村	H16.11.1	
田村市	滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町	H17.3.1	
須賀川市	須賀川市、長沼町、岩瀬村	H17.4.1	

合併協議会の状況

(平成17年9月1日現在)

			(1 1-70 - 1	1 - 73 - 1 - 701111 /
組 織 名	関係市町村	合併期日 (予定)	新市町村名	備考
会津高田町・会津本郷町・ 新鶴村合併協議会	会津高田町、会津本郷町、 新鶴村	H 17.10.1	会津美里町	H17.1.18総務大臣 による合併の告示
会津若松市・河東町合併協 議会	会津若松市、河東町	H17.11.1	会津若松市	H17.8.8 総務大臣 による合併の告示
白河市・表郷村・大信村・ 東村合併協議会	白河市、表郷村、東村、 大信村	H17.11.7	白河市	H17.8.8 総務大臣 による合併の告示
二本松・東北達地方合併協 議会	二本松市、安達町、岩代町、東和町	H 17.12.1	二本松市	H17.8.8 総務大臣 による合併の告示
南相馬合併協議会	原町市、鹿島町、小高町	H18.1.1	南相馬市	H17.8.8 総務大臣 による合併の告示
伊達5町合併協議会	伊達町、梁川町、保原町、 霊山町、月舘町	H18.1.1	伊達市	H17.8.8 総務大臣 による合併の告示
喜多方地方 5 市町村合併 協議会	喜多方市、熱塩加納村、 塩川町、山都町、高郷村	H18.1.4	喜多方市	H17.8.8 総務大臣 による合併の告示
田島町・舘岩村・伊南村・ 南郷村合併協議会	田島町、舘岩村、伊南村、 南郷村	H18.3.20	南会津町	H17.8.8 総務大臣 による合併の告示
福島市・川俣町・飯野町合 併協議会	福島市、川俣町、飯野町	未定	未定	_
本宮町・白沢村合併協議会	本宮町、白沢村	H 19.1.1	未定	

県内市町村数の状況

平成16年4月1日 現在 **90市町村**(市10、町52、村28)

平成17年9月1日 現在 **83市町村**(市11、町47、村25)

平成18年3月20日 予定 **61市町村**(市12、町33、村16)

編・集・後・記

みなさん、今年の夏も暑かったですね。 夏バテしませんでしたか? はじめて福 島の夏を経験した私にとってはたいへん つらかったです(しかし体重は減らなかった)。 さて、今回のニューズレターはいかがで

したか。次号はさらにわかりやすく読みや すい内容になるよう努めますので、どうぞ よろしくお願いします。 (貴)